松浦市産品の販路拡大に向けた協力事業者認定規程

（目的）

第１条　本市産品を取扱い、販路拡大や本市の知名度向上に寄与する事業者を協力事業者として認定し、生産者の所得向上や地域の活性化を図ることを目的とする。

（対象事業者）

第２条　対象となる協力事業者は、市外の小売店・量販店・宿泊施設・飲食店・食品製造業その他これらに類するものとし、また市外でのイベントを通じて本市産品の情報発信を図り、販路拡大に繋げる事業者とする。

（認定申請書）

第３条　認定を受けようとする協力事業者は、認定申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（認定証の交付）

第４条　市長は、前項の申請を受理し、内容を審査し適当と認めた場合、協力事業者認定証（様式第２号）を交付する。

（任期）

第５条　協力事業者の任期は、特に定めないものとする。

（報酬等）

第６条　協力事業者に対する報酬は、支給しない。

（解嘱）

第７条　市長は、協力事業者が次の各号のいづれかに該当すると認められるときは、その職を解くことができる。

（１）協力事業者が、辞任を申し出たとき。

（２）市長が、協力事業者として必要な適性を欠くと認められるとき。

（守秘義務）

第８条　協力事業者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（その他）

第９条　この規程のほか、必要な事項については市長が別に定めるものとする。

この規程は、令和３年６月１日から施行する。